

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する

令和8年6月5日

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー
理事長 山下 真

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 英・仏・米・豪国旅行会社との商談会開催業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議事務局である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和5年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な「紀伊半島」を目指している。

本業務は、ターゲット国（英・仏・米・豪国）における高付加価値旅行者を顧客とする旅行会社をパイヤーとした商談会を紀伊半島エリア独自で開催することにより、紀伊半島の販路拡大、誘客促進を目指す。併せて、紀伊半島地域のDMCを始めとする観光関連事業者が、海外旅行会社から求められる提供価値やサービス内容について実践的に学ぶ場とすることを目的としている。

(3) 委託業務の内容

- ① 商談会およびレセプション会場手配・準備・当日運営
- ② サプライヤーとなる事業者の募集
- ③ 海外パイヤーと国内サプライヤーの商談会マッチング
- ④ 旅行手配
- ⑤ アンケート実施

(4) 委託料上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 委託業務の仕様等

以下4の(2)により配付する「令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 英・仏・米・豪国旅行会社との商談会開催業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「令和8年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり 英・仏・米・豪国旅行会社との商談会開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すところによる。

(6) 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日まで

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 令和 8 年 6 月 5 日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、国土交通省、和歌山県、奈良県、三重県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 令和 8 年 6 月 5 日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 令和 8 年 6 月 5 日の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）で定める法人であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき、本業務の遂行に必要となる登録を受けていること。
- ⑮ 過去 5 年以内において、国、地方自治体又は公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は独立行政法人を指す。以下同じ。）と、同様の商談会開催業務にかかる契約（4, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）以上の契約に限る。）を締結し、これを誠実に履行した者であること。

3 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。

- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

(紀伊半島インバウンド推進連絡会議事務局)

TEL 0742-23-8288 FAX 0742-23-8289 MAIL kiipeninsula-nvb@nara-kankou.or.jp

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年6月5日(金)から令和8年6月17日(水)午後5時までの間に、4の(1)に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページ(<https://nvb.nara-kankou.or.jp/>)から入手するものとする。

- (3) 参加申込書の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 企画提案への参加に係る経費

本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 企画提案書等の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) その他、本業務の詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。